

認定医療機関取得(申請・更新)について

認定医療機関申請の様式

1. 以下の要件を満たすこと

(1) 資格要件

- ① お口の健康ネットワーク会員歴 5年以上
- ② 団体会員であること
- ③ 本会理事の推薦書があること
- ④ 認定医療機関申請書(1式)

(2) 受講実績に関する要件

- ① 教育講演の受講
- ② 教育講演受講後に実施する筆記試験(※1)に合格すること
(教育講演と教育講演後実施する筆記試験は原則同日おこなうこととする)
- ③ お口の健康ネットワークセミナー(基礎・応用)を、申請前5年以内に受講済みであること
- ④ 本会訪問実習(※2)を、申請前5年以内に受講済みであること
- ⑤ 本会主催研修会(原則として春・秋に開催しているもの)を、申請前5年以内に2回以上受講済みであること

※1 筆記試験について

筆記試験受験希望者には、教育講演受講後に問題用紙を配布、送付いたします。期限までに回答を提出し、合格することが必要です。合格後5年間有効となります。

※2 訪問実習について

- ・訪問指導理事が担当します。
- ・1 歯科医院単独で受講することが基本ですが、2~3歯科医院の合同(15名程度まで)で受講することも可能です。詳しくは事務局にお問合せください。

2. 1の要件を満たしたのち、理事長・認定委員会の承認後、認定証を随時発行する。

2015年5月1日より施行
2021年10月2日より一部変更

認定医療機関更新の手順

1. 1回目の更新

更新期限までに、訪問実習を受講すること

2. 2回目以降の更新(2020年10月以降)

(1) 5年間で以下のセミナー又は研修会に3回以上参加すること

① 基礎セミナー 東京・大阪 各年1回
 応用セミナー 東京・大阪 各年1回 } 5年間で20回開催予定

② 研修会 年2回(春・秋) : 5年間で10回開催予定

③ ①、②以外のつまようじ法に特化したセミナーで認定委員会が認めたもの

※1 WEB開催時の参加も回数に含めますが、最低1回は現地参加が必要

※2 上記の①又は②の口演演者になれば2回分参加とする

※3 地域歯科保健活動につまようじ法の実践で参加した場合、又は市民講座・歯科医師会講演などで、つまようじ法に関する演者となった場合は1回参加とみなすので、証明できるものを提出すること

(2) 訪問実習を受講すること

(注意)

・旧制度では、更新要件のカウントに「単位」を使用しておりましたが今後は出席回数をカウントするため「単位」は廃止とします。また、更新要件は今後見直す場合があります。

・個人事情又は災害、感染症等で「継続意思あるも条件を満たさない場合」は認定委員会にお申し出ください。理事長と協議し救済策を検討します。

2021年10月2日より施行